

3-2. 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」(平成 23 年(2011))における計画地の位置づけ

名勝奈良公園保存管理・活用計画は、名勝奈良公園の有する本質的価値を適切に保存管理するとともに、地域の共有財産として有効に活用していくための指針となるべく、奈良公園の将来あるべき姿を示すとともに、維持管理並びに現状変更等のあり方、活用・運営等の方向性を定めることを目的として、平成 23 年(2011)3月に策定した。

計画地は、名勝奈良公園保存管理・活用計画において県庁周辺ゾーンに位置づけられている。

(1) 区域の保存管理・活用の基本方針

公園の玄関口として、眺望景観の視点場及び隣接する市街地との緩衝帯的役割とともに、公園地の空間的まとまりや連続性に配慮した景観形成のための適切な保全・活用を図る。

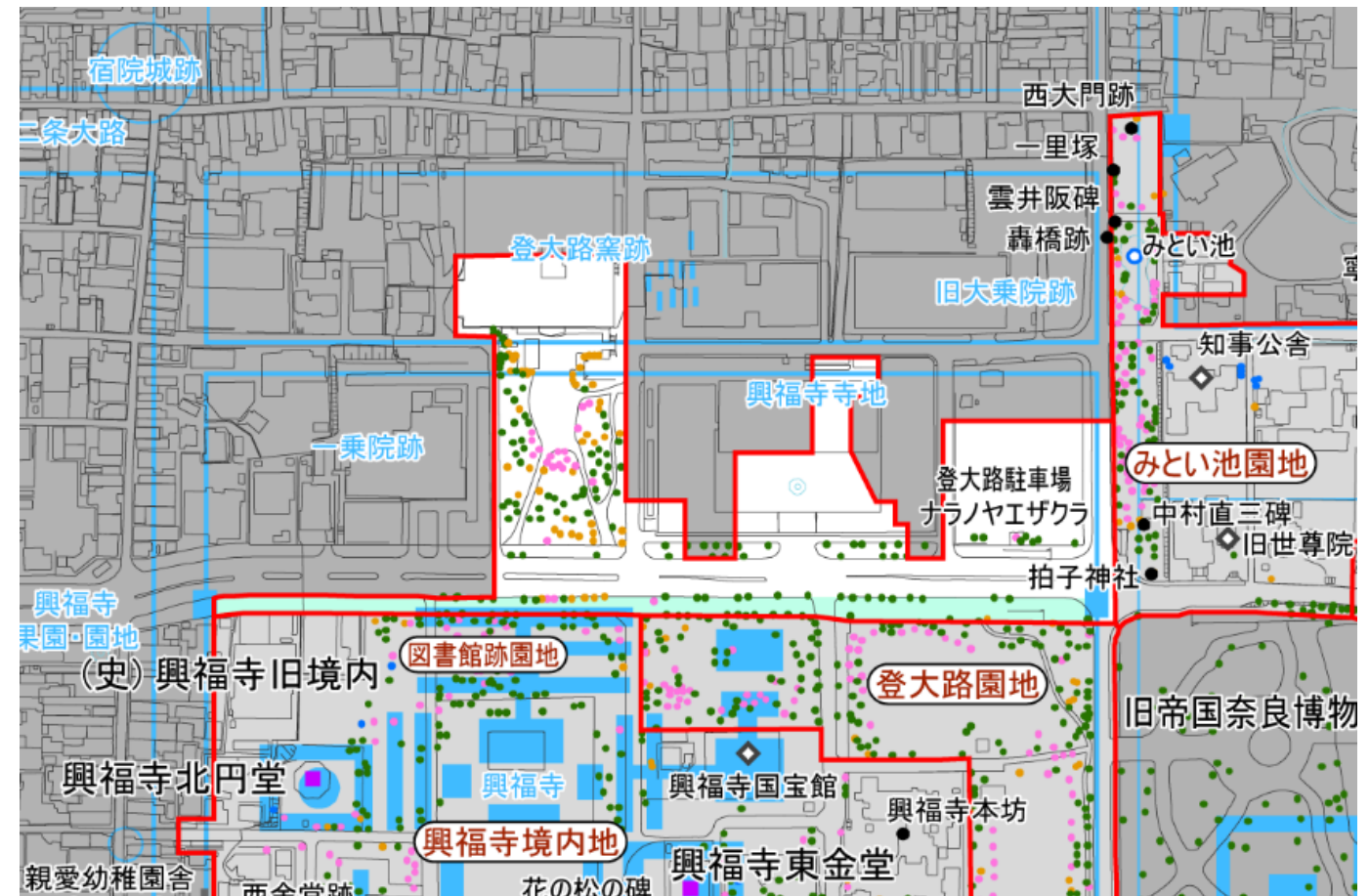
(2) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

1) 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・一条院跡地をはじめとする、かつての興福寺寺地に所在しており、当地の歴史を伝える遺跡・遺構等の保存と土地利用の調整に配慮する。

2) 公園的要素に関わる考え方

- ・松、桜等の植栽樹木、芝地、街路樹の適切な維持管理を図る。
- ・公園の玄関口として、来訪者のアクセス(歩行者、車輦)および安全の確保と、景観保全との調和に配慮する。



<p> 区域区分(ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 名勝奈良公園区域 ※1 名勝奈良公園区域外 <p>平坦部の主な樹木分布状況 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 松 ● 桜 ● 楓 ● 杉 	<p>有形文化財(建造物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国指定(国宝) ■ 県指定 ■ 国指定(重文) ■ 市指定 <p>史跡・名勝・天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡 春日大社境内 史跡 東大寺旧境内 史跡 興福寺旧境内 特別天然記念物 春日山原始林 その他国指定史跡・名勝・天然記念物 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他国指定史跡・名勝・天然記念物 ● 県指定史跡・名勝・天然記念物 ● 市指定史跡・名勝・天然記念物 登録有形文化財(建造物) その他歴史的・文化的資源(文化財を除く) ○ その他自然的資源(文化財を除く) ◇ その他公園施設等 周知の埋蔵文化財包蔵地 	<p>※1 奈良県教育委員会編『奈良県史跡・名勝・天然記念物集録1』を基に作成</p> <p>※2 奈良県資料『公園樹木台帳』および奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』(附図「奈良公園潜在自然植生図及平坦部樹木分布図」、現地調査によりH21.10作成)</p>
--	---	---	--



県庁屋上からの眺望 撮影：平成 20 年(2009)



大宮通りの街路樹(松)



県庁屋上からの眺望



ナラノヤエザクラ(登大路駐車場)

4. 「奈良公園植栽計画」(平成 24 年 (2012)) における計画地の位置づけ

4-1. 計画地の植栽景観の目標

奈良公園植栽計画は、平成 24 年 (2012) に策定された奈良公園基本戦略のもと実施され、現時点の問題を改善するだけでなく、さらに奈良公園の価値、魅力を高め、次代に誇れる植栽景観づくりを目指して、長期的に取り組むものである。

奈良公園植栽計画は、長期的かつ段階的な取り組みになることから、園内の地勢や植栽の特徴によって区分したゾーンごとに計画策定を進め、これに基づいて植栽の整備・管理を進めていくこととしている。なお、(仮称) 登大路バスターミナルの計画地は、クロマツ疎林ゾーンに位置づけられている。

なお、計画地の植栽は、昭和 40 年頃以降に整備されたものや、歴史性との関わりが希薄な土地利用であることから、隣接地との調和や自然性に配慮するものとしている。

(1) 計画地の植栽景観づくりの方針

クロマツ疎林を基調として歴史・文化と調和した
格調高い植栽・景観を保全・継承する。

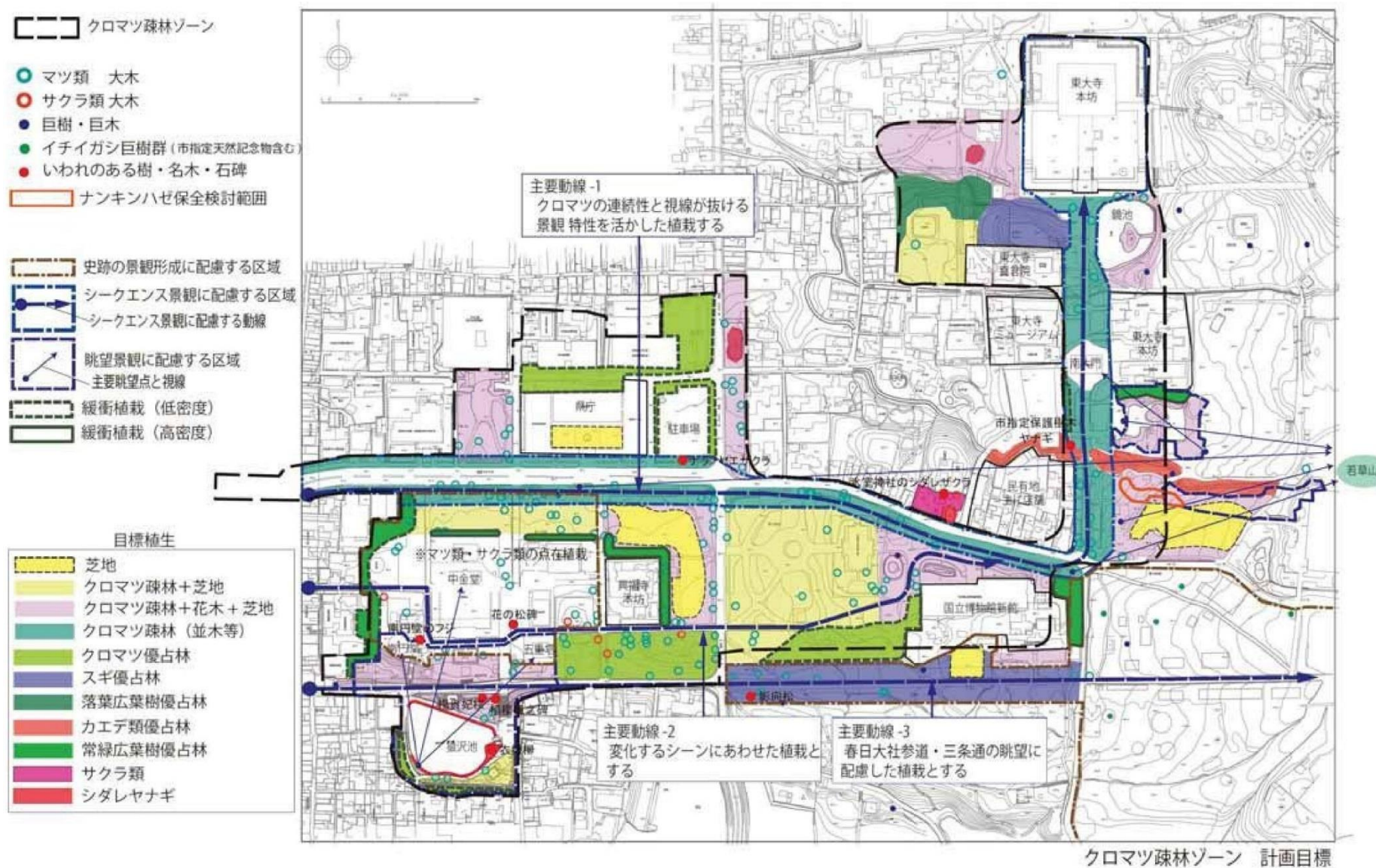
- ・歴史のあるマツ林を保全・継承する
- ・連続する芝地の広がりを保全する
- ・区域を越えて視線が抜ける景観を保全する
- ・若草山への眺望景観を保全する
- ・マツと芝地に調和した植栽とする

(2) 計画地の植栽景観の目標

計画目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎前は、芝地を保全する。 ・その他はマツを主体とした緩衝植栽とする。 	
目標植生	<ul style="list-style-type: none"> ・クロマツ優占林 	
当面の 整備方針	改変レベル	部分改善 保全・継承 (芝地)
	植栽樹種 (新種・補植等)	マツ類
	低減樹種 (伐採等)	常緑広葉樹、落葉広葉樹 ナンキンハゼ

4-2. 具体的な整備方針

- ・クロマツ疎林を基調として、興福寺、みとみ池園地、吉城園周辺の歴史・文化と調和した拡張高い植栽・景観を創出するため、マツ類による新植・補植を行う。
- ・計画地南側、大宮通り沿いに大正 12 年 (1923) に移植された国指定天然記念物「知足院ナラノヤエザクラ」を保全する。
- ・既存のアラカシなどの常緑広葉樹は、低減 (伐採) し、目標植生であるクロマツ優占林を形成する。
- ・大宮通りのシークエンス景観である、クロマツの連続性と視線の抜ける景観の特性を活かした植栽とするため、マツ類による新植・補植の位置を検討する。
- ・同様に、計画地からの若草山への眺望景観を保全するため、マツ類による新植・補植の位置を検討する。



5. 「奈良市眺望景観保全活用計画」(平成24年(2012))における計画地の位置づけ

「奈良市眺望景観保全活用計画」は、奈良市固有の美しい眺望景観を保全活用していくことを目的として平成24年に策定された。同計画では、眺望景観の保全活用の基本的な考え方となる「奈良らしい眺望景観のとらえ方」「奈良らしい眺望景観の保全活用の目標と基本方針」をとりまとめるとともに、「奈良らしい眺望景観」41件と、そのうち特に優先的かつ重点的に保全活用を図る「重点眺望景観」15件を抽出している。

計画地は、「奈良らしい眺望景観」のうち、下表の5件に位置づけられている。

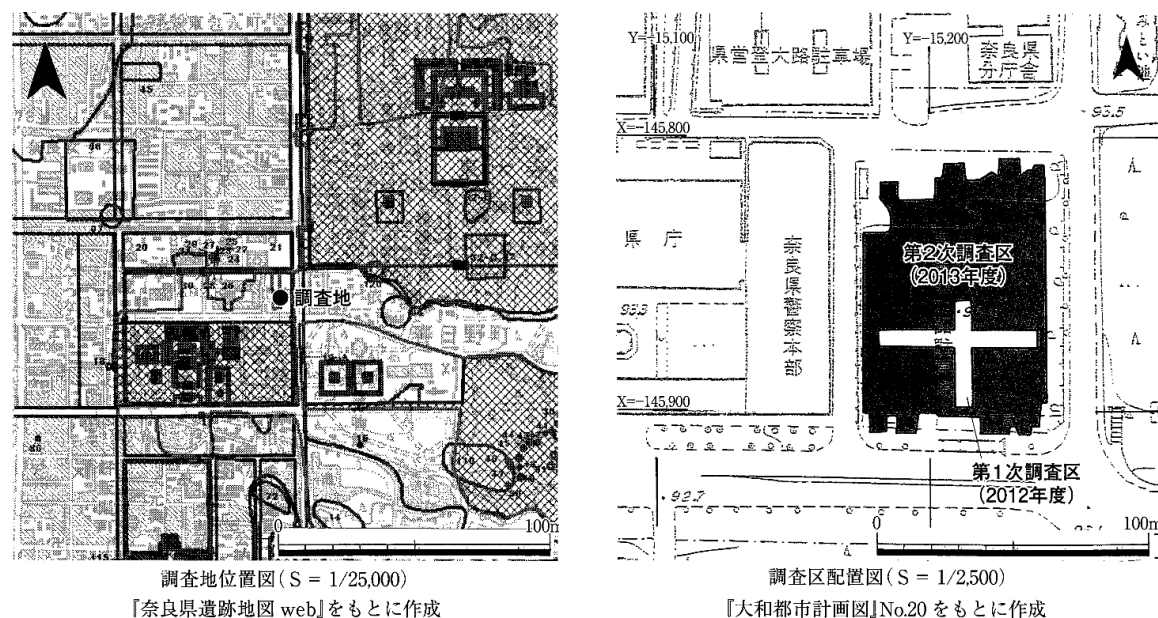
名称	写真	奈良市固有の美しい眺望景観を守るための視点等	
No.1: 奈良県屋上広場からの奈良市街地、山並み、社寺等への眺望		守るための視点	<ul style="list-style-type: none"> 東側、西側、南側の樹林は歴史的風土保存区域、風致地区、名勝及び都市公園区域として保存が図られている。 東大寺大仏殿及び興福寺五重塔は国宝に指定され、保護されている。また若草山は、名勝奈良公園として保護されている。 都市公園施設の整備等の際は、高さ・規模・形態・意匠などの配慮が求められる。
		整えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> 北側への眺望の背景に、旧奈良ドリームランドの工作物が映り込んでいる。 奈良奥山ドライブウェイ周辺の森林において遠景で赤茶色に変色した立ち枯れが見られる。
		活かすための視点	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定されている。奈良の景観宝地図にもあげられている。 また公募により推薦された眺望景観であり、十分に認知されているといえる。 多くの人が訪れる県庁の屋上である。視点場として整備され、公開されている。
No.4: 東大寺二月堂から奈良市街地への眺望		守るための視点	<ul style="list-style-type: none"> 視対象の前景は歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区、名勝奈良公園の区域として保存が図られている。 視対象の前景の社寺建築物は、指定文化財として保存が図られており、近景の樹林は名勝及び都市公園として保存が図られている。 視対象への眺望の前景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠への配慮が求められる。
		整えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> 眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。
		活かすための視点	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定されている。 奈良の景観宝地図にもあげられている。また、公募により推薦された眺望景観であり、十分に認知されているといえる。 視点場としての整備は行われていないが、特段の整備は求められない。
No.5: 若草山から奈良市街地への眺望		守るための視点	<ul style="list-style-type: none"> 視対象の前景の樹林等は、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区、名勝奈良公園の区域として保存が図られている。 興福寺五重塔などの歴史文化遺産のランドマーク性を維持するため、市街地を低層に抑えることが求められる。 視対象への眺望の前景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠等への配慮が求められる。
		整えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> 眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。
		活かすための視点	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定されている。 奈良の景観宝地図にもあげられている。また、公募により推薦された眺望景観であり、十分に認知されているといえる。 広大な視点場であり、展望台も設けられており、特段の整備は求められない。
No.6: 奈良奥山ドライブウェイから東大寺大仏殿への眺望		守るための視点	<ul style="list-style-type: none"> 視対象の前景は、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区、名勝奈良公園の区域として保存が図られている。 東大寺大仏殿は国宝に指定され、保護されている。 視対象への眺望の前景や背景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠等への配慮が求められる。
		整えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> 眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。
		活かすための視点	<ul style="list-style-type: none"> 公募により推薦された眺望景観である。また、入江泰吉の写真でも有名であり、冊子「奈良市の都市計画2005」など様々な場面で使用される眺望のひとつであり、十分に認知されていると考えられる。 視点場の整備、アクセス道の整備が十分ではないため、多くの人が気軽に眺望を享受できる状況にはない。
No.20: 若草中学校・鴻ノ池付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山・春日山や生駒山系の山並みへの眺望		守るための視点	<ul style="list-style-type: none"> 東大寺大仏殿は国宝に指定され、保護されている。 若草山は、名勝、風致地区や歴史的風土特別保存区域等により保護されている。 視対象の周辺に広がる緑豊かな樹林の適切な管理が求められる。 視点場から視対象の間の眺望空間の大半は第一種住居地域、15m高度地区又は15m斜線高度地区であり、視対象への眺望を遮る高さの建築物等が建てられるおそれがある。 建築物等の形態意匠について、特に制限が設けられていないため、視点場から視対象の間の瓦屋根の広がりや失われていくおそれがある。瓦を基調とした屋根並みの形成に向けた景観形成基準の設定、景観規制が求められる。 視対象への眺望の前景や背景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠等への配慮が求められる。
		整えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> 家屋のアンテナや電線類、県庁、NHK、建物上部の塔屋が視界に映り込む。電線類の地中化の推進、修景の推進が求められる。 橙色や赤色の屋根や緩勾配のスレート葺屋根が、瓦屋根の屋根並みのなかで突出して見える。 奈良県庁舎等の大規模な公共建築物が映り込む。
		活かすための視点	<ul style="list-style-type: none"> 公募により推薦された眺望景観であるが、多くの来訪者が訪れる場所とはなっていない。周囲の住宅市街地や文教施設等との関係を踏まえた上で、周辺地域に立地する歴史文化遺産と合わせた観光ルートとしての情報発信の検討が求められる。 視点場としての整備はされていないため、西安の森の視点場としての整備の検討が求められる。

6. 名勝奈良公園・興福寺旧境内発掘調査結果

計画地において実施した発掘調査の概要及びその結果は以下のとおりである。

(1) 調査の概要

調査地は、県庁の東側に所在する県営登大路観光自動車駐車場にあたり、平城京左京三条七坊に造営された興福寺の旧境内の一面にあたる。その歴史の変遷から、興福寺の子院である観禅院に関わる遺構の検出が予測され、平成 24 年（2012）に計画地の南半を対象としたトレンチ調査（第 1 次調査）、平成 25 年（2013）に計画地全域の発掘調査（第 2 次調査）を実施した。



調査の概要

調査名	調査期間	調査面積	備考
第 1 次調査	平成 24 年 9 月 28 日～ 10 月 10 日	約 345.6 m ²	南半のトレンチ調査。幅約 6.0m、東西約 66.5m、南北約 39.0mの十字形の調査区を設置
第 2 次調査	平成 25 年 6 月 10 日～ 12 月 26 日	約 6,200 m ²	事業地全体の発掘調査。東西約 65.0m、南北約 100.0mの不正方形の調査区を設置。

(2) 調査の結果

1) 第 1 次調査

当該地の基本層序は、大きく I 層（駐車場の舗装及び路盤層）、II 層（県合同庁舎解体に伴う瓦礫層）、III 層（黄色砂礫を主体とする自然堆積層、いわゆる地山）の 3 層である。

基本層序 I 層上面から III 層上面までの堆積層の厚みは 1.0m 前後であり、III 層上面には県合同庁舎に伴うコンクリート基礎を検出した。土層の堆積状況から、近代以降の土地利用に際して、自然堆積層である III 層上部まで削平を受け、近世以前の堆積層が既に失われたものと考えられる。発掘調査では I・II 層を重機掘削し、III 層上面での遺構検出を行った。その結果、東西トレンチ西側において近世の土坑 2 基を検出した。

2) 第 2 次調査

第 2 次調査は、第 1 次調査成果を受けて事業地全体を対象とし、基本層序 II 層上面が露出した段階から発掘調査を実施した。発掘調査では II 層を重機掘削し、III 層上面での遺構検出を行った。その結果、奈良時代から近代の各時期の土坑・井戸等を検出した。これらの検出遺構は、先述の状況から地下深くまで掘削された遺構の下部のみで、その上部は大きく失われたものと判断されたため、検出遺構については完掘する方針のもとに調査を実施した。下表に、各時期ごとに検出された遺構数（全 35 基）を示す。

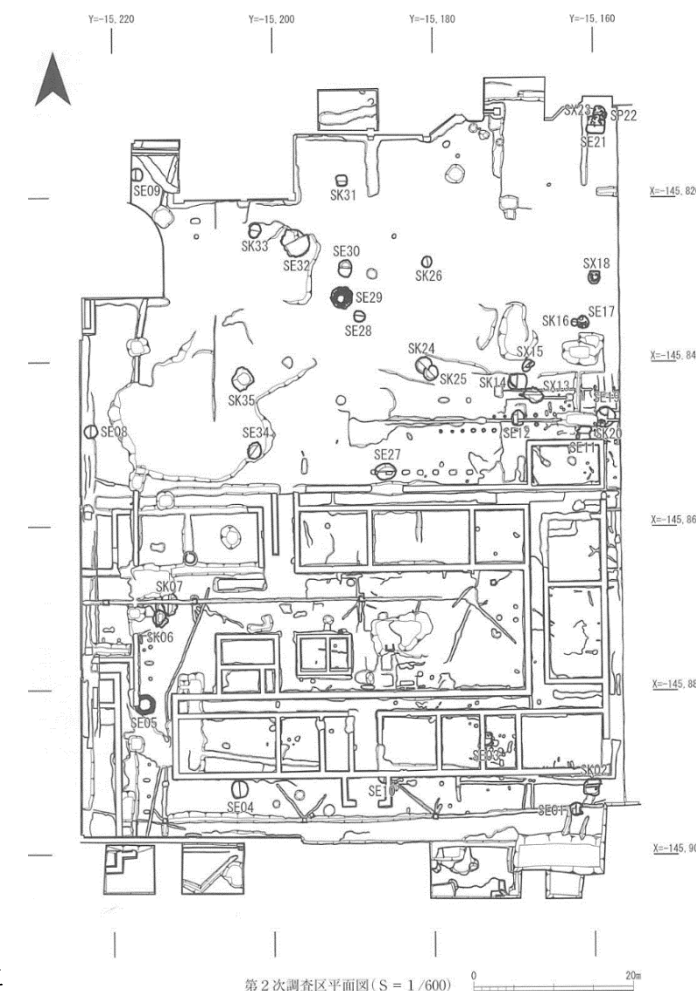
時期別の検出遺構数（単位：基）

時期	土坑	ピット	その他	井戸
奈良時代	1			4
平安時代			1	6
中世	10	1	1	5
近世			1	2
近代				1
時期不明	1		1	

3) 調査結果の概要

本調査では、調査地全域が近代以降の土地利用に伴い大きく削平を受けていること、地下深くまで掘削された遺構の下部のみが現存する状況を確認した。その中で、奈良時代から近代の各時代の遺構を検出した。

調査地は、興福寺の旧境内の一面にあたり、その子院である観禅院が所在した場所である。観禅院の成立時期は不明だが、奈良時代の遺構の検出により、当地が奈良時代から利用されていたことを遺構の上で明らかにすることができた。なお、本調査で特筆すべきは、平安時代の将棋駒の出土で全国的にも数が少ない。



- ・（仮称）登大路バスターミナルの計画地の一部は、興福寺旧境内として名勝奈良公園に指定されている。
- ・（仮称）登大路バスターミナル建設に係る現状変更等許可申請を行い、平成 25 年 3 月 26 日付けで文化庁より下記の条件付き許可を受け、（仮称）登大路バスターミナルの整備を目的とした発掘調査（第 2 次調査）を奈良県教育委員会が実施した。

■（仮称）登大路バスターミナル建設のための許可条件

- 1 工事の着手は、奈良県教育委員会専門職員による発掘調査（第 2 次調査）の終了後とすること
- 2 上記の発掘調査の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により、その保存を図ること

- ・発掘調査の結果、興福寺子院や東円堂など主要な堂宇の遺構はすべて明治時代の師範学校建設時の造成により削平されたことが明らかになり、検出された遺構は削平を免れた井戸や土坑の下部のみであった。
- ・このことから、奈良県教育委員会は、計画地には現状保存を要する重要な遺構は残っていないと判断し、最終的に記録保存を行った。なお、記録保存の内容は当頁にとりまとめたとおりである。